

新潟県条例第20号

新潟県地域未来基金条例

(設置)

第1条 強い経済の実現に向けた県内における産業集積の形成及び活性化並びに地場産業の付加価値の向上のための施策に要する経費に充てるため、新潟県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。